

松川町太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置
に関する条例（案）に対するパブリックコメントへの回答

平成 30 年 8 月 28 日
松川町役場 住民税務課

平成 30 年 2 月 19 日（月）から平成 30 年 3 月 19 日（月）までの間、「松川町太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例原案に対する意見」につきましていただいたご意見と、それに対する町の考え方を以下の通り公表します。

No,	意見内容	回答
1	3 月議会で決定して 4 月からの施行は時間が少なすぎる。町民の間での論議ができるような機会を設け、町内の合意が得られるような工夫を考えてほしい。	十分な合意形成を図った後の施行となるよう留意します。
2	不均一課税することができるのは、地方税法上「法益上その他の事由により・・・」と、全くの自由裁量で行為ではなく、客観的に公益上の必要があるかが論点となると思うが、様々な意見がある中、拙速に決めることなく民意に図ることが必要ではないか。	施行する場合は地方税法等の上位法を踏まえ、慎重な法解釈を心掛けます。また、多くの議論を踏まえ、民意が反映されるよう留意します。
3	再生可能エネルギー、低炭素化社会の現実には国策であり、松川町だけが不均一課税に踏み切ると、利益を求めより多くの太陽光発電事業者が参入する危惧があるのではないか。	当町が再生可能エネルギー発電を推進するとの姿勢を施策として示すものですが、これにより生じるデメリットについて十分な検討が必要と考えています。
4	不均一課税では、本来入る税収が減収することになる。減収分は基準財政収入額の算定でも補てんされないの、財政が厳しくなる。	町の財政にも影響を与えるため、施行する場合には十分な検討を行います。
5	タイトルにおいて「・・・促進のために・・・」 目的において「・・・地方税法第 6 条 2 項の規定により・・・」 第 4 条において「・・・起算して 10 年間とする。」 について、新設時に適用されると解釈できるが、既設にも適用するなら、タイトル・目的の文言が別の法文として起承されると思う。	本条例案における対象資産は、条例制定後に新設されたものだけでなく、既に設置された設備も含まれます。条例名、目的等は再度検討します。

6	第8条において、異議申立条項がないのは条例の瑕疵ではないか。	第8条に基づく取消処分について不服がある場合は本条例内で異議申立を定めるのではなく、行政不服審査法に基づく審査請求をしていただくこととなります。
7	二重の利益される制度は原則禁止されている。すでに償却資産についての課税標準額の減額制度があるが。	固定資産税は土地および償却資産を包含した一要素であるため、二重に利益される制度とはならないと考えます。
8	「総務省自治税務固定資産税課」より「わが町特例について」として各地方自治へ通知された文章を見ると、対象が土地ではなく、償却資産の部分に限られていると思う。	償却資産同様、土地に対しても課税標準額の特例を適用することは可能です。実際、償却資産だけでなく土地に対しても課税標準額の特例を条例で定めている自治体もあります。
9	減免期間が長い。10年先の町の財政に影響することを、現在決める必要があるのか。	案として提示しています。検討により変更も考えます。
10	条例案第3条について、2分の1の根拠は？	案として提示しています。検討により変更も考えます。
11	条例案第5条について、固定資産税の賦課期日は毎年1月1日であり、土地の利用状況を固定資産評価補助員が調査をすべき事務であると思う。	町の評価員および評価補助員は当該土地の利用状況を確認し評価をします。特例を適用することは所有者の申出により別途行われます。申請書の取扱いについては検討します。
12	なぜ条例制定をするのか。	町として再生可能エネルギー発電を推進するためです。
13	条例で特例と定める必要は？	町は固定資産評価基準に基づき、土地の評価額を決定します。評価額に基づいて課税標準額・税額の算定をしますが、評価額は「適正な時価」に基づいたものです。町が政策的に再生可能エネルギー発電を推進する場合、評価額より算定される課税標準額を条例に基づいて減額する方法によるものです。
14	「特例措置」として「不均一課税」とあるが、何に対して「特例」「不均一課税」なのか。	全ての課税地には評価額が決定されています。太陽光発電施設を設置する土地に対して評価額より算定される課税標準額の一部を減額しようとする予定です。
15	再生可能エネルギー発電による電力で町民が使用する電力量を賄える程度に推進してはどうか	条例が施行された場合、特例期間が終了する際に、その時点の状況を鑑みて延長・縮小等の判断を行うこととなります。